①雇用調整助成金助成額算定書

様式特第８号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

雇用調整助成金助成額算定書

下の数値はすべて半角で入力してください。

（事業所名）	（事業所番号）	
（1） 前年度１年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額	①	,000 円
（2） 前年度１年間の１箇月平均の雇用保険被保険者数	②	人
（3） 前年度の年間所定労働日数	③	日
（4） 平均賃金額 [(1)/（(2)×(3)）]	④	円
	休業 全日 / 短時間	教育訓練
（5） 休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率。	⑨ % / ⑨ %	⑨ %
（6） 基準賃金額 [(4)×(5)]	円 / 円	円
（7） １人日当たり助成額単価 [(6)×助成率（ ）] ※基本手当日額の最高額を超える時は当該最高額。	円 / 円	円
（8） 月間休業等延日数 ※様式特第９号の⑩、⑫及び⑭欄から転記。	①（９号⑩から転記） ⑤ 人・日 / ②（９号⑫から転記） ⑤ 人・日	③（９号⑭から転記） ⑥ 人・日
（9） 教育訓練に係る加算額 [(6)× 加算率（ ）]		0 円
（10） 支給を受けようとする助成額 [休業の場合(7)×(8)] [教育訓練の場合(7)×(8)＋(9)]	0 円 / 0 円	0 円
（11） （10）の小計	④ ⑦ 0 円	⑤ ⑧ 0 円
（12） （11）の合計		0 円

※ （１） 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、 （２） 及び （３） 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、
（４） 及び（６） ～ （８） 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

②雇用調整助成金（休業等）支給申請書

様式特第７号申請書（新型コロナウイルス感染症関係）

未来に活用されているものをご入力をお願いします。
「活用のもの及び使用のものは自動転記されます。」

雇用調整助成金 （休業等） 支給申請書

雇用調整助成金（休業・教育訓練）の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を支定所（労働所）が行う場合には協力します。

令和 年 月 日

事業主又は代理人 住所（居所） 〒 －
氏名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法第１条の３第２号に規定する提出代行者又は同条第３号の２に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名押印等を、下欄に申請者の押印等をしてください。

労働局長 殿
（ 公共職業安定所経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士 住所（居所） 〒 －
氏名

①休業等実施事業所

(1)名 称 ※大・中小
事業所番号
労働保険番号
(2)所在地 〒 －
電話番号 －
(3)事務担当者職氏名
(4)事業の種類
(5)賃金締切日 a毎月（ ）日・b その他（ ）
(6)対象労働者数 （裏面記入要領２参照） 人
産業分類 （中分類）

②休業等の状況

(1)月間休業延日数 [様式特第８号の(6)⑤の日数計] 0 ⑤ 日
(2)月間教育訓練延日数 （様式特第８号の(8)⑥） 0 ⑥ 日
(3)月間休業等延日数 [(1)＋(2)] 0 人・日
(4)月間所定労働延日数 人・日
(5)月間平均所定労働日数 [(4)÷(3)] （小数点第2位以下切り捨て） 日
(6)休業規模 [(3)／(4)×100] （小数点第2位以下切り捨て）

③助成額の算出

(1)助成対象となる月間休業延日数 [様式特第８号の(6)⑤の合計] 0 ⑤ 日
(2)助成対象となる月間教育訓練延日数 （様式特第８号の(8)⑥） 0 ⑥ 日
(3)助成対象となる月間休業等延日数 [(1)＋(2)] 0 人・日
(4)支給を受けようとする助成金額（概算） [様式特第８号の(11)⑦の数] 0 ⑦ 円
(5)支給を受けようとする助成金額（概算） [様式特第８号の(11)⑧の数] 0 ⑧ 円
(6)合計額 [(4)＋(5)] 0 円

④支給方法

振込金融機関（取引金融機関店舗名：
金融機関コード
口座名義（フリガナ）
支店名
支店コード
口座の種類
口座番号

特定基礎期間 令和 年 月 日～ 令 年 月 日

※労働所処理欄

[G]労働保険料の滞納状況 （システムから確認）
[H]過去の不正受給
[I]労働関係法令違反の有無
●助成金支給番号
●支給決定年月日 年 月 日
労働所決裁欄 （所長） （副長・ ） （課長・ ） （補佐・ ） （係長・ ）

※支定所処理欄

区分	[A]判定基礎期間 助成対象休業等延日数	[B]判定基礎期間 賃月末日対象労働者数	[C] [A]／[B]	[D]前判定基礎期間後延日数	[E]延日数
休業等助成金 教育訓練助成金	人・日 / 人・日	人	日	日	日
[F]支給判定金額	（休業） （教育訓練）	円 / 円			

支定所決裁欄 （所長） （副長・次長） （課長・統括） （上席・係長） （職業指導官） （担当）

エクセルページ

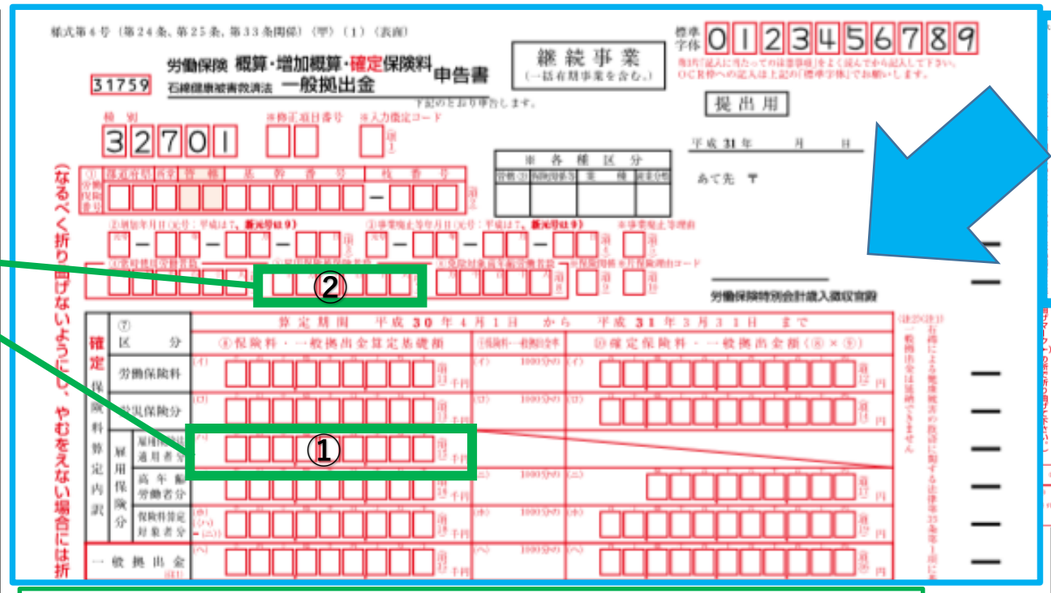

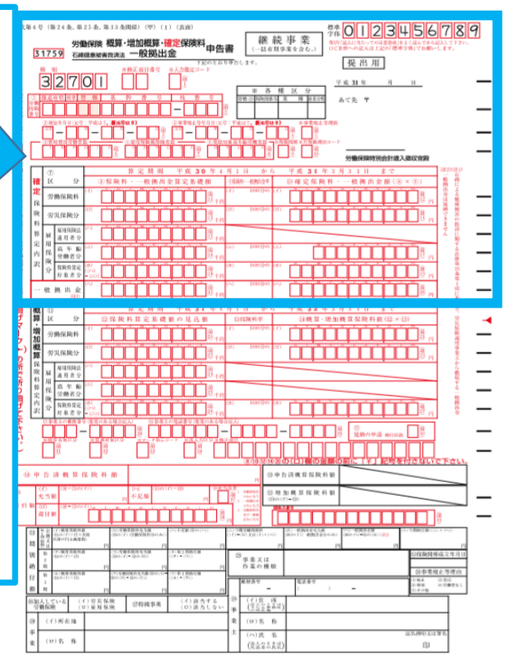

③ 申告した年度の所定労働日数

2019年４月１日～2020年３月31日の所定労働日数

例では、年間休日が105日

366日－年間休日105日＝所定労働日数　261日

【労働保険確定保険料申請書】

④

雇用保険料の算定基礎となる賃金総額（①の数字）
―――――――――――――――――――――――――― × 休業手当支払率（60～100％） × 助成率 ＝ 受給できる雇用調整助成金1日の単価（1人あたり　上限：8,330円）
雇用保険料被保険者数の平均（②の数字）×年間所定労働日数（③数字）

※助成率　4/5（中小）、　2/3（大手）
　解雇を行わない場合　9/10（中小）、　3/4（大手）
※教育訓練を行う場合　2,400円（中小）、1,800円（大手）

◎計算例①　中小企業で休業手当60％とした場合
　雇用保険賃金総額　53,884,000円　÷　雇用保険加入平均数　12人　×　年間所定労働日数　261日　＝　17,204円
　17,204円　×　休業手当　60％　×　4/5　＝　8,258円
　従業員　12人　全員に10日間休業した場合
　12人　×　10日　×　8,258円　＝　990,960円

◎計算例②　中小企業で休業手当80％とした場合
　雇用保険賃金総額　53,884,000円　÷　雇用保険加入平均数　12人　×　年間所定労働日数　261日　＝　17,204円
　17,204円　×　休業手当　80％　×　4/5　＝　11,827円（上限が　8,330円のため、　8,330円となる）
　従業員　12人　全員に10日間休業した場合
　12人　×　10日　×　8,330円　＝　999,600円

自動計算版を使用すると、①雇用調整助成金助成額算定書（①②③⑤⑥⑨）を入力すると
②雇用調整助成金（休業等）支給申請書（⑤⑥⑦⑧）は自動入力されます。